

まちなか町家暮らし支援事業の概要

助成の対象

大野市都市再生整備計画に掲げる「越前おおの城下町地区」において、町家型住宅の新築・改修を行う場合に、外観工事費の一部を助成します。

■ 助成の制限

- ・ 町家型住宅とは、住宅または店舗で市が定める基準を満たすものとする。
- ・ 施工者は、大野市内に住所または主たる事業所を有する者とする。
- ・ 補助額の合計が予算の範囲を超える場合、要件を満たす者から対象者を選定する。
- ・ 屋根のみの改修は、助成の対象としない。
- ・ 補助金の交付は、同一敷地内で1回に限る。
- ・ 補助対象者は、工事完了後、10年間は保守および管理に務めるものとする。
- ・ 大野市景観条例に基づく景観形成地区は、対象地区に含めないものとする。

町家型住宅の例



助 成 額

助 成 対 象	種 別	助 成 額
町家型住宅	新 築	外観工事費の1/2 限度額100万円
	改 修	外観工事費の1/2 限度額200万円
町家型共同住宅	新 築	外観工事費の1/2 限度額400万円（1戸当たり50万円）

助成手続きの流れ



提 出 書 類	添 付 書 類
①希望調書 (様式1)	●位置図 ●立面図または完成予想図 (着色) ●現況写真 ●仕上表等 (行為の内容を記載したもの)
②事前協議書 (様式3)	●位置図 ●配置図 ●立面図 (着色) ●現況写真 ●仕上表等 (行為の内容を記載したもの) ●見積書 (外観に係る経費が明らかなもの)
③交付申請書 (様式4)	●位置図 ●配置図 ●立面図 (着色) ●現況写真 ●仕上表等 (行為の内容を記載したもの) ●見積書 (外観に係る経費が明らかなもの) ●大野市納税証明書
④完了実績報告書 (様式8)	●工事代金支払領収書の写し (外観に係る部分が明らかなもの) ●工事監理報告書 (建築士法第20条第3項に準じた様式) ●建築基準法第7条第5項による検査済証の写し (検査を受けた場合) ●工事写真 ●交付決定通知書の写し
⑤交付請求書 (様式10)	